

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和4年4月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆規則 鳥取県農業改良資金貸付規則
- ◆告示 鳥取県農業改良資金貸付基準
- 鳥取県農業改良資金貸付規程の廃止

規 則

第一条 農業者が農業經營又は農家生活の改善を目的として自主的に能率的な農業技術又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業經營を担当するのにさわしい者となることを助長するため、農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百三十一号）に基づき、県が農業者等に対して行なう技術導入資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の貸付けについては、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 農業者等 農業者及び農業者の組織する次に掲げる条件をあわせ有する団体をいう。

イ 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）の改良、農業生産又は農家生活の改善を共同で又は集団的に行なうことを目的として組織された団

鳥取県農業改良資金貸付規則をここに公布する。

昭和三十九年十月二十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県公報第五十六号

鳥取県農業改良資金貸付規則
(この規則の趣旨)

体であつて、実体的活動を現に行なつてゐるものであること。

団体の規模が農業改良普及員、生活改良普及員

又は直接農業者に接して蚕業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員の集団指導の対象として適当と考えられる規模のものであること。

八 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

二 技術導入資金 農業經營の改善を促進するためには普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術の導入に必要な資金をいう。

三 農家生活改善資金 農家生活の改善を促進するためには普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金をいう。

四 農業後継者育成資金 農業後継者たる農村青少年が一の区分された農業部門の經營を自ら行なう等の

方法により、近代的な農業經營の担当者として必要な農業の技術又は經營方法を実地に習得するのに必要な資金をいう。

五 農業改良資金 技術導入資金、農家生活改善資金及び農業後継者育成資金をいう。

第三条 県は、予算の範囲内において、農業者等に対し、農業改良資金の全部又は一部を貸し付けるものとする。

(農業改良資金の種類等)

第四条 技術導入資金の種類は、別表第一の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る貸付金の一農業者等ごとの限度額は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る貸付金の償還期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 農家生活改善資金の種類は、別表第二の上欄に掲げ

(保証人)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けようとする者が農業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによつて受益する者が当該団体の連帯保証人となるものとする。

(貸付けの申請)

第八条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農業改良資金貸付申請書(第一号様式)に、事業計画書(第二号様式)及び貸付けを受けようとする者が農業者の

組織する団体の場合は団体の概要(第三号様式)を添え正副二通をその者の住所又は事務所の所在地をそ

の地区内に含む農業協同組合法(昭和二十一年法律第一百三十二号)第十一条第一項第一号及び第二号の事業をあわせて行なう農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)の長を経由して地方農林振興局長に提出するものとする。ただし、農業協同組合の長を経由する

(貸付けの決定)
かかる場合に限り行なうものとする

賃付けの決定

2 地方農林振興局長は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、農業改良資金貸付決定通知書（第四号様式）を貸付金貸付申請者に交付するとともにその旨を農業改良資金貸付決定連絡書（第五号様式）により関係市町村の長に通知するものとし、貸付けをしないと決定したときは、その旨を貸付金貸付申請者及び関係市町村の長に通知するものとする。

(借用証書)

第十一條 貸付金貸付申請者は、前条第二項の貸付決定通知書を受けとった場合は、農業改良資金借用証書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項本文の規定により貸付申請書を受けとつた農業協同組合の長は、金融上の意見を記載し、正を当該農業協同組合の地区を含む市町村長に、副を当該農業協同組合の地区を含む区域をその担当地区とする農業改良普及所長又は蚕業指導所長に送付するものとし、前項ただし書の規定により貸付申請書を受けとつた市町村の長は、副を当該市町村の区域をその担当地区とする農業改良普及所長又は蚕業指導所長に送付するものとする。

3 第一項ただし書又は前項の規定により貸付申請書を受けとつた市町村の長及び前項の規定により貸付申請書の送付を受けた農業改良普及所長又は蚕業指導所長は、それぞれ当該市町村の農業振興上の意見又は農業の普及指導上の意見を貸付申請書に記載し、地方農林

2 ことができない者は、当該申請者の住所又は事務所の所在地をその区域内に含む市町村の長を経由して地方農林振興局長に提出するものとする。

前項本文の規定により貸付申請書を受けとつた農業協同組合の長は、^{株式会社}金融上の意見を記載し、正を当該農業協同組合の地区を含む市町村長に、副を当該農業協同組合の地区を含む区域をその担当地区とする農業改良普及所長又は蚕業指導所長に送付するものとし、前項ただし書の規定により貸付申請書を受けとつた市町村の長は、副を当該市町村の区域をその担当地区とする農業改良普及所長又は蚕業指導所長に送付するものとする。

3 第一項ただし書又は前項の規定により貸付申請書を

（貸付けを行なう場合）

第九条 技術導入資金の貸付けは、その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者。以下この条において同じ。）が申請に係る技術導入資金をもつて能率的な農業の技術を導入することによりその經營を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該農業の技術を導入することが必要であると認められる場合に限り行なうものとする。

農家生活改善資金の貸付けは、その申請者が申請に係る農家生活改善資金をもつて合理的な生活方式を導入することによりその農家生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限り行なうものとする。

農業後継者育成資金の貸付けは、その申請者が申請に係る農業後継者育成資金をもつて農業の技術又は經營方法を実地に習得することにより近代的な農業経営

卷之三

農業後継者育成資金の貸付けは、その申請者が申請に係る農業後継者育成資金をもつて農業の技術又は經營方法を実地に習得することにより近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者として育成される見込み

(一時償還)

第十二条 県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第四条の規定にかかわらず当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 債還金の支払を怠ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払猶予)

第十三条 県は、次の各号に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難と認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

一 災害

二 貸付金の貸付けを受けた者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負

(支払猶予の申請)

第十四条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受ける者、農業改良資金償還金支払猶予申請書

（第七号様式）に支払の猶予を必要とする事実を証明する書類を添え、正副二通を償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第十五条 知事は、前条の規定により農業改良資金償還金支払猶予申請書の提出を受けたときは、すみやかにこれを審査し、償還金の支払の猶予をすることが適當であると認めたときは、償還金の支払の猶予の決定を行なうものとする。

2 前項の規定により償還金の支払の猶予の決定をしたときは、農業改良資金償還金支払猶予決定書（第八号様式）を償還金支払猶予申請者に交付し、かつ、その旨を農業改良資金償還金支払猶予決定連絡書（第九号

第十六条 県は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第十二条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額百円につき一日三銭四厘の割合をもつて支払期日の翌日から支払とする。

(事務の委託)

第十七条 県は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立に関する事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託するものとする。

(知事が定める貸付対象等)

第十八条 貸付金に係る貸付対象、貸付けの相手方、標準事業費の内訳、貸付申請時期及び貸付決定時期は、資金の種類ごとに知事が別に定める。

別表第一

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

技 術 導 入 資 金 の 種 類	標 準 事 業 費	償還期間
一大形ビニール栽培資金 野菜又は草花の不時栽培（特別の保護を加えて、通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいう。以下同じ。）を行なうための施設を設置するために必要な資材の購入に要する資金	耕地一〇アールにつき 二〇〇、〇〇〇円	二年以内
二 鶏ケージ飼育資金 鳥用鶏のケージ飼育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	羽用鶏一羽につき 二〇〇円	二年以内
三 土じよう線虫防除促進資金 畑地において土じよう線虫を防除するために必要な資材の購入に要する資金	畠一〇アールにつき 三、〇〇〇円	二年以内
四 秋落水田等改良資金 農耕整備事業において施用する物の購入に要する資金	貸付けのつ度決定する。	三年以内
五 桑園改植資金及び桑園集団化資金 桑園の改植若しくは桑園を集団化する場合の当該桑園の新植を行なうために必要な桑苗、桑園を集団化する場合の当該桑園の土じよう改良を行なうために必要な資材の購入に要する資金	桑園一〇アールにつき 九、〇〇〇円 桑園集団化にあたつては、 三年以内	三年以内

様式により関係市町村の長に通知するものとし、猶予しないと決定したときは、その旨を償還金支払猶予申請者及び関係市町村の長に通知するものとする。

(違約金)

卷之三

農家生活改善資金の種類	貸付金の限度額	償還期間
一 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置で次に掲げるものを設置するために必要な資材の購入に要する資金	上欄の設備又は装置の区分に応じ、それぞれの資材購入費の百分の七十に相当する額とし、その額がそれぞれこの欄の額をこえるときは、当該額とする。	
(一) 太陽熱利用温水装置	四〇、〇〇〇円	三年以内
(二) メタンガス発生装置	四五、〇〇〇円	三年以内
(三) 改良便所	二五、〇〇〇円	三年以内
(四) 壁べーチカ	二〇、〇〇〇円	二年以内
(五) 地下食品貯蔵庫	一〇、〇〇〇円	二年以内
(六) 透明雪囲い	三〇、〇〇〇円	二年以内
二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行なう居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に要する資金	建築資材費（電気設備、水道設備等特定の工事費を含む。）の百分の七十に相当する額とし、その額が五〇、〇〇〇円（住居の利用方式の改善のための工事のうち主要な部分を借受人が自ら行なう場合は、一〇〇、〇〇〇円）をこえるときは、当該額とする。	五年以内

七 園芸作物がん水技術改善資金	野菜又は草花の不時栽培を行なう場合に地表に配置した管の細孔から水を漏出させるこ	耕地 一〇アールにつき 八三、〇〇〇円	三年以内
八 屋外桑桑育資金	蚕（稚蚕を除く。）の屋外桑桑育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	樹園地 一〇アールにつき 一六〇、〇〇〇円	三年以内
九 露地ぶどう促成栽培資金	露地ぶどうの促成栽培を行なうための被覆施設を設置するのに必要な資材の購入に要する資金	施設一一セツトにつき 一〇一、五〇〇円	三年以内
十 りく優良品種導入資金	りくの優良品種を導入するための優良苗の購入に要する資金	樹園地 一〇アールにつき 四、二〇〇円	三年以内
十一 わさび新植資金	わさびの新產地造成のためにわさびの優良苗の購入に要する資金	畑 一〇アールにつき 一二〇、〇〇〇円	二年以内
十二 輸出用球根養成（グラジオラス）資金	花（グラジオラス）の輸出用球根養成に必要な優良種球の購入に要する資金	種球を植えつけるほ場 一〇アールにつき 七二、〇〇〇円	三年以内
十三 特殊還元土じよう改良資金	特殊還元土じよう改良事業において施用する物の購入に要する資金	貸付けのつ度決定する。	三年以内

四 当該地域における農業の生産性の向上又は選択的拡大に資する
すと見込まれる技術であること。
毎 総合的計画に基づく一連の技術の有機的な集合であるこ
と。

二 部門経営開始資金 農業後継者たる農村青年が一の区分さ
れた農業部門の経営を開始するのに必要な資金

五〇〇、〇〇〇円

五年以内

三 家事共同化施設資金 家事の一部を共同して行なうために
必要な施設の設置に要する資金

上欄の施設の区分に応じ、それぞれの建物工事
費及び内部施設整備費の百分の七十に相当する
額とし、その額がそれぞれこの欄の額をこえる
ときは、当該額とする。

五〇〇、〇〇〇円
三五〇、〇〇〇円
五〇〇、〇〇〇円

五年以内
五年以内
五年以内

(一) 共同炊事施設
(二) 共同洗濯施設
(三) 集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であ
つて多目的な用途に供されるもの

一 技術共同獲得資金 農業後継者たる農村青少年が、共同して、次に掲げる要件のすべてに適合する農業の技術を習得するのに必要な資金
(一) 所轄農業改良普及所の管轄区域内において、一般農家についての普及度が未だかなり低い状態にある技術であること。
(二) 所轄農業改良普及所の管轄区域内において、技術の安定性、地域的な農業事情に対する適合性、経済的効果等からみて、将来広く普及する可能性があると認められる技術であること。
(三) 分析的研究に基づく個別的技术でないこと。

六〇、〇〇〇円

五年以内

農業後継者育成資金の種類	貸付金の限度額	償還期間
	六〇、〇〇〇円	五年以内

農業後継者育成資金の種類	貸付金の限度額	償還期間
五年以内	五〇〇、〇〇〇円	五年以内

00739

13 昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第71号 (第3種郵便物)(認)

第1号様式 (2)

農協受理	番号	第	号
	年月日	年	月 日
市町村受理	番号	第	号
	年月日	年	月 日

農業改良資金貸付申請書

資金の種類			
借り受けようとする金額	円		
借り受けようとする時期			
償還期限	年 月 日		
・償還方法	支払期日	金額	
	第1回 年 月 日	円	
	第2回 年 月 日	円	
	第3回 年 月 日	円	
	第4回 年 月 日	円	
	第5回 年 月 日	円	

鳥取県農業改良資金貸付規則第8条の規定に基づき、上記の農業改良資金を連帯して借り入れたく申請します。

年 月 日

地方農林振興局長

殷

住	所	氏	名	印

連帶保証人	住 所	氏 名	印

- (注) 1 この様式は、借受者が連帶して債務を負担する場合の様式である。
2 「資金の種類」欄には、技術導入資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県農業改良資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。

00728
1号(認) 第3種郵便物 可 12

昭和39年10月20日

農協受理	番号	第	号
	年月日	年	月 日
市町村受理	番号	第	号
	年月日	年	月 日

農業改良資金貸付申請書

資金の種類			
貸付申請者の氏名又は名称			
貸付申請者の住所			
借り受けようとする金額	円		
借り受けようとする時期			
償還期限	年 月 日		
償還方法	支払期日 金額		
	第1回	年	月 日
	第2回	年	月 日
	第3回	年	月 日
	第4回	年	月 日
	第5回	年	月 日
保証額の限度	氏名	住所	
連帯保証人	都市町大字番地		
計			

鳥取県農業改良資金貸付規則第8条の規定に基づき、上記のとおり農業改良資金を借り入れたく申請します。

年 月 日

地方農林振興局長

所

氏名又は名称
及び代表者氏名

- (注) 1 「資金の種類」欄には、技術導入資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県農業改良資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。

2 貸付申請者が団体である場合は、本申請書に「団体の概要」(第3号様式)を添付して申請すること。

第2号様式 (2)

事業計画書 (農家生活改善資金) (個人用)

1 総括表

借受者	ふりがな 氏名	年齢 生年月日	家族員 構成 世帯主と の続柄	人 (内農業従事者 人)
-----	------------	------------	--------------------------	-----------------

2 事業計画

(該当事項を○で囲む。) 改善を必要とする理由

(1) 生活合理化設備
ア 太陽熱利用温水装置
イ メタンガス発生装置
ウ 改良便そう
エ 壁ペーチカ
オ 地下食品貯蔵庫
カ 透明雪避け

(2) 住居利用方式改善
ア 居室
イ 寝室
ウ 子供部屋
エ 廉価場所
オ 食事場
カ 浴室
キ 便所
ク その他

(注) 1 家族員の構成は、「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟妹何人」というように記入すること。
2 「経営の概要」は、基幹的な経営部門の耕作面積、家畜飼養頭数、生産額等当該世帯の農業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

第2号様式(1)

事業計画書

(技術導入資金)
(農業後継者育成資金)
(技術共同習得資金)

1 総括表

借受者氏名 又は名称	予定時期 月 旬	実面積 アール	資材の種類 資材量 資材単価 資材購入費 購入費の70% 総額 円	備考

2 資金計画

貸付申請者の 氏名又は名称	総事業費 円	資金調達方法 農業改良資金 自己資金 その他 円

(注)「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

3 個人別実施面積

番号	氏名	実施面積	資金要摘要
1			
2			
3			
4			
合計			

4 意見

農業協同組合長 の意見欄	貸付けの要否	その理由
市長 の意見欄		
農業改良普及所 長又は蚕業指導 所長の意見欄		

00743 (第3種郵便物) 16
昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県報(号) 外(号)

昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県報(号) 外(号)

17 昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県報(号) 外(号)

(電気、ガス、水道工事等の行なうもの)

(工事費を含む。)

合計額	上記の7割額
円	円

(注) 1 「(2)住居利用方式改善」は、該当事項が2以上ある場合には主要な事項1つを〇で囲むこと。

2 「工事内容」は、面積、構造、仕上げの種類、設備の種類、数等を記入すること。

3 資金計画

総経費	資金調達方法	備考
円	農業改良資金 円 自己資金 円	その他の 円

(注) 1 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

2 「備考」は、過去における住宅金融公庫資金の借入の有無等を記入すること。

4 意見

貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄	
市町村長の意見欄	
農業改良普及所長の意見欄	

第2号様式 (3)

事業計画書

(農家生活改善資金) (共同用)

1 総括表

代表者氏名	代表者の家族員	人(内農業従事者)	人	代表者の經營概況
生年月日	年月日生 歳 世帯主との柄			

(注) 1 家族員の構成は、「父、母、本人の妻又は夫、子何人、弟妹何人」というように記入すること。
2 「經營の概況」は、基幹的經營部門の耕作面積、家畜飼養頭羽数、生産額等当該經營の農業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

2 事業計画

事業の種類	改善を必要とする理由	施工着工予定期	竣工年月	工事費 (設備も含む。)
・種目 (該当事項を〇で囲む。) (1) 共同炊事施設 (2) 共同洗濯施設 (3) 集団住宅用多目的 生活共同施設	工事内容			

合計
上記の7割額
円

(注) 「工事内容」は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

00741 第3種郵便物
(号外) 第71号 認

昭和39年10月20日 火曜日 県取報公(号外)

3 資金計画

総工費	農業改良資金	自己資金	達方法	その他	備考
円	円	円	円	円	円

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

4 利用計画

利用者の集団名称	利用戸数	管理責任者名	雇用従業員数	使用料についての規則	運営費の調査方法
そ の 他					

5 意見

	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

6 添付書類
設計図、略仕様書、工事費内訳明細書、運営管理規約案（施設設置の目的、施設の名称、所在地、管理責任者、利用者の範囲、使用料、使用時間、維持管理の方法等を定めたもの）及び借受人名簿（代表者以外の借受人氏名、家族状況、経営の概況等を記載したもの）を添付すること。

00745

(第3種郵便物)
(認)
第71号

昭和39年10月20日 火曜日 県取報公(号外)

第2号様式 (4) 事業計画書 (農業後継者育成資金(部門経営開始資金))

1 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

2 自家経営の概況	
経営主の氏名	
経営主の生年月日	
経営主の住所	
貸付申請者の氏名	
貸付申請者の生年月日	
貸付申請者と経営主との続柄	
経営主の経営概況	

(注) 「経営主の経営概況」は、経営主の基幹的経営部門につき耕作面積、家畜飼養頭羽数、生産額、農業所得及びその総所得に対する割合等を記入すること。

00747

21. 昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第71号 (第3種郵便物)

第3号様式

団体の概要

名称			
主たる事務所の所在地	郡 市	町 村	大字
会員数			
事業の概要			
設立の時期	設立	年	月 日
役員の氏名	役名	(氏名)	
資産の概要及びその参考事項			

(注) 定款又は規約を添付すること。

00746

昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第71号 (第3種郵便物)

20

3. 部門経営の事業計画

部門経営者	施行予定期	実施規模	資材等の種類	数量	単価	金額	備考

(注) 1 「実施規模」には、実施面積、施設の規模等を明記すること。

2 協業経営の場合には、その旨及び協業経営計画の概要を付記すること。

4. 資金計画

総事業額	資金調達方法	備考
円	農業改良資金 自己資金	円

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

5. 意見

貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄	
市町村長の意見欄	
農業改良普及所長の意見欄	

00749

(第3種郵便物)

昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第71号 (認可)

第5号様式

農業改良資金貸付決定連絡書

年 月 日 付け第 号をもつて進達された農業改良資金の貸付けについては、下記のとおり決定したので連絡します。

年 月 日

所在地
市町村長

殿

地方農林振興局長

印

記

貸付決定番号	借受者の住所 氏名又は名称	資金の貸付種類	償還期限	償還方法		連帯保証人	経由機関名 (農協等)
				支払期日	金額		
		円	年月日	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回	年月日 年月日 年月日 年月日 年月日	円 円 円 円 円	外人
計		円					

00748

(第3種郵便物)

昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第71号 (認可) 22

第4号様式

農業改良資金貸付決定通知書

貸付決定番号

年 月 日 付けをもつて申請された農業改良資金の貸付けについては、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

殿

地方農林振興局長

印

記

資金の種類			
貸付申請者の住所	郡市	町村	大字
貸付申請者の氏名 又は名称			
貸付金額			円
償還期限	年	月	日
	支払期日	金額	
第1回	年	月	日
第2回	年	月	日
第3回	年	月	日
第4回	年	月	日
第5回	年	月	日
連帯保証人	外人	名	

第6号様式(裏面)

農業改良資金借用証書特約条項

(一時償還)

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者(以下乙という。)は、鳥取県知事(以下甲という。)が次の各号の一に該当すると認め一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- 1 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- 2 乙がこの資金の借入れに際し又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- 3 乙が鳥取県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- 4 その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
- 5 乙が借入金により行なう部門経営の収支を明らかに帳簿の記載を行なわず、又は当該経営に属する余裕金を自己の名義の預金口座以外に預託したとき。(部門経営開始資金貸付の場合に限る。)

(繰上償還)

第2条 乙の米麦その他の農産物の販売による収入があつた場合において、借入金の全部又は一部を弁済しても乙の経済に支障をきたさないと認め、貸付金の全部又は一部の繰上償還を請求したときは、乙は償還期限にかかわらず直ちに弁済する。

2 乙及び乙の保証人は、甲の要求に応じて米麦その他の農産物の販売による収入代金の代理受領を農業協同組合その他甲の指定する者に委任することを承諾する。

(報告)

第3条 乙は、甲の指示するところにしたがい、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第4条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第5条 乙は、弁済期限又は一時償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日までに支払うべき金額に対し百円につき一日三銭四厘の割合で計算した違約金を甲に支払う。

2 乙は、鳥取県農業改良資金貸付規則第14条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第6条 表記保証人は、この契約から生ずる一切の債務について保証の限度額の範囲内で乙と連帯して乙と保証人間の契約にかかわらずこれが履行の責を負う。

第7条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

第6号様式(表面)

収入印紙
貼付欄

貸付番号
決定年月日
年月日

農業改良資金借用証書

資金の種類	借受者の氏名 又は名称	住 所	郡 市	町 村	大字	番地
		円	償還	年 月 日	及 び	第1回 年月日 円
						第2回 年月日 円
借 入 金 額			期限			第3回 年月日 円
						第4回 年月日 円
						第5回 年月日 円

本日上記のとおり農業改良資金を借用いたしました。については鳥取県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項承認のうえ、借入金の償還及び支払は期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

鳥取県知事 殿

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

上記資金の貸付けにつき、下名は鳥取県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項承認のうえ、保証の限度額の範囲内において借受者と連帶して債務の責を任じます。

連 帶 保 証 人	保証の限度額	氏 名	印	住 所
	円			郡 市
	円			町 村
	円			大字
	円			番地
計	円			

(注) 1 「資金の種類」欄には、技術導入資金、農家生活改善又は農業後継者育成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県農業改良資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。

2 「連帯保証人」の欄は、保証人の数が多く本紙に書ききれない場合は別紙に記載し添付すること。

3 「連帯保証人」の「印」の欄はそれぞれの保証人が印鑑証明を行なつた印鑑を押捺すること。

昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第71号 (第3種郵便物認可)

第8号様式

農業改良資金償還金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 第 号

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号) の農業改良
資金については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

殿

鳥取県知事

記

資金の種類		
借受者の氏名 又は名称		
借受金額		
当初の償還方法	支 払 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	円
	第2回 年 月 日	円
	第3回 年 月 日	円
	第4回 年 月 日	円
変更後の償還方法	支 払 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	円
	第2回 年 月 日	円
	第3回 年 月 日	円
	第4回 年 月 日	円

昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第71号 (第3種郵便物認可) 26

第7号様式

農業改良資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号) の農業改
良資金の貸付については、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資金の種類		
借入者の氏名 又は名称		
借受金額		
当初の償還方法	支 払 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	円
	第2回 年 月 日	円
	第3回 年 月 日	円
	第4回 年 月 日	円
変更後方の法	支 払 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	円
	第2回 年 月 日	円
	第3回 年 月 日	円
	第4回 年 月 日	円
変更理由	支 払 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	円
	第2回 年 月 日	円
	第3回 年 月 日	円
	第4回 年 月 日	円

- (注) 1 「変更理由」欄には、災害、死亡、疾病、負傷等による状況を記入する
こと。
2 それぞれの理由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付す
ること。
3 「資金の種類」欄には、技術導入資金、農家生活改善資金又は農業後継
者育成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県農業改良資金貸付規則
別表に掲げる種類を記入すること。

00755

昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外)第71号 (第3種郵便物認可)

資金の種類	告示	
	第一 技術導入資金	鳥取県告示第五百七十四号
栽培資金	貸付対象	鳥取県農業改良資金貸付基準 (昭和三十八年十二月鳥取県告示第六百四十五号) の全部を次のように改正し、昭和三十九年十月二十日から施行する。
竹木防風材	貸付けの相手方	鳥取県農業改良資金貸付基準
塩化ビニールフィルム等	標準事業費の内訳	鳥取県農業改良資金貸付規則 (昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号) 第十八条の規定による知事の定める貸付対象、貸付けの相手方、標準事業費の内訳、貸付申請時期及び貸付決定時期は、次のとおりとする。
農業者等	請時期申	耕地一〇アールにつき二〇〇、〇〇〇円 塩化ビニールフィルム等合成樹脂フィルム一〇二、六〇〇円
	定貸付期決	木竹材五七、六〇〇円 防風網一〇、四〇〇円
		一九、四〇〇円
		十一月
		十月

00754

昭和39年10月20日 火曜日 鳥取県公報(号外)第71号 (第3種郵便物認可) 28

第9号様式

農業改良資金償還金支払猶予決定連絡書

年 月 日 付け貸付決定(貸付決定番号) の農業改良資金については、下記のとおり償還金の支払の猶予を決定したので連絡します。

年 月 日

殿

鳥取県知事

印

記:

貸付決定番号	貸付者氏名又は名称	資金の種類	貸付金額	猶予後の償還方法		当初の償還方法	
				支払期日	金額	支払期日	金額
				第1回 年月日	円	第1回 年月日	円
				第2回 年月日	円	第2回 年月日	円
				第3回 年月日	円	第3回 年月日	円
				第4回 年月日	円	第4回 年月日	円
				第5回 年月日	円	第5回 年月日	円

二 鶏ケージ飼育
資金卵用鶏飼育用ケージ付属
器具
(ケージ
給水器
給餌器)卵用鶏の平飼をする農業
者が集団的にケージ飼育
に改める場合その農業者
又はその組織する団体卵用鶏一羽につき
100円

七月 八月

三 土じょう線虫
防除促進資金殺線虫剤
(D-D、E.D.B、D
B.C.P等)病害虫防除所の検診を受
けて土じょう線虫の防除
を実施する農業者又はそ
の組織する団体卵用鶏一羽につき
100円

七月 八月

四 秋落水田等改
良資金耕土培養法施行規則(昭
和二十八年農林省令第二
号)第一条に規定する資
材耕土培養法(昭和二十七
年法律第二百三十五号)
の定めるところにより行
なう耕土培養事業を施行
する農業者又はその組織
する団体

貸付けのつ度決定する。

七月 八月

五 桑園改植資金
及び桑園集団化
資金桑園改植にあつては
桑苗
桑園集団化にあつては
土じょう改良資材

農業者等

桑園一九六〇アールにつき
桑苗一三六〇本にあつては
桑園集団化に七二五円
土じょう改良資材内
外國産種球にあつては(一万
五千球)

十月 十一月

六 チューリップ
優良品種導入資
金種球(鳥取県の奨励する
優良品種)

農業者等

種球を植えつけるほ場一〇ア
ールにつき
国内産種球にあつては
(三万球)

十一月

七 園芸作物かん
水技術改善資金かん水装置用資材(チュ
ープ、コツク、継手、タ
ンク、ポンプ)及びマル
チング用資材(ポリエチ
レンフィルム等)五アール以上の野菜
又は草花の不時栽培を実
施する農業者又はその組
織する団体耕地一〇アールにつき
八三〇〇円
(チュープ、八、〇〇〇円
コツク、六、四〇〇円
継手、九、六〇〇円
タンク、二八、〇〇〇円
ポンプ、二四、〇〇〇円
ポリエチレンフィルム
八〇〇円)

十月 八月

十一月

八 屋外条桑育資
金

屋外条桑育設置資材

農業者等

施設一セットにつき
パイプ蚕舎一号
一〇一、五〇〇円
チャネル三号
八四、〇〇〇円
テントハウス
四一、五〇〇円

六月 七月

七月

資 金 の 種 類	貸 付 対 象		貸 付 け の 相 手 方	請 期 申
	貸 付	対 象		
一 生活合理化設備資金	太陽熱利用温水装置を設置するため必要な資材	農業に従事している者であり、かつ、そのものの属する世帯の農業所得が当該世帯の総所得に対し相当高い割合を占めている者であつて、本資金の貸付けを受けることによつてその生活を改善する見込みがあると認められる者	農業に従事している者であり、かつ、そのものの属する世帯の農業所得が当該世帯の総所得に対し相当高い割合を占めている者であつて、本資金の貸付けを受けることによつてその生活を改善する見込みがあると認められる者	八月
二 住居利用方式改善資金	メタンガス発生装置を設置するため必要な資材 改良便そうを設置するため必要な資材 壁ペーチカを設置するため必要な資材 地下食品貯蔵庫を設置するため必要な資材 透明雪囲いを設置するため必要な資材	" " " "	" " " "	九月
建築資材費（電気、水道等特定の工事人でなければ施行できない部分の工事費を含む。）及び住居利用方式の改善上不可欠な家具類の購入費	八月 八月 八月 八月 九月 九月	八月 八月 八月 九月 九月 九月	八月 八月 八月 九月 九月 九月	定期貸付決

				農業者等	樹園地一〇アールにつき 六〇、〇〇〇円	六月	七月
九 栽培培養金	竹 材 木 針 金	塩化ビニールフィルム					
十 くり優良品種 導入資金	くり苗(鳥取県の奨励する 優良品種)	農業者等	樹園地一〇アールにつき くり苗(四二本)	針 木 竹 材 金	三、三〇〇円 一八、七〇〇円		
十一 わさび新植 資金	わさび苗(鳥取県の奨励する 優良品種)	農業者等	畑一〇アールにつき わさび苗(一万本)	四、二〇〇円			
十二 輸出用球根 養成(グラジオ ラス)資金	種球(鳥取県の奨励する 優良品種)	農業者等	種球を植えつけるほ場一〇ア ールにつき 七二、〇〇〇円	九月	十月	十一月	
十三 特殊還元土 じよう改良資金	特殊還元土じよう改良事 業を施行する農業者又は その組織する団体	貸付けのつ度、定する。	六月				
			七月				

三 家事共同化施設資金

共同炊事施設の設置に要する資金
共同洗濯施設の設置に要する資金
集団的に存在する住宅に居住する
者の共同生活施設であつて多目的
な用途に供されるものに要する資
金

右の欄に掲げる者が組織する団体

八月 九月

八月 九月

第三 農業後継者育成資金

資金の種類	貸付対象	貸付けの相手方	請時期申
部門経営始開資金	種苗、家畜、資材、機械等の購入 費 施設の設置等	農村青少年の組織する団体	貸付時期決
一 技術共同習得資金	"	農業を主なる農業とし将来農業經營 を実質的に承継する農村青年であつ て、おおむね十八才以上三十才以下 の者	八月 九月
二			

告 示

県告示(第三百二十二号)は、廃止する。

昭和三十九年十月二十日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物
鳥取県農業改良資金貸付規程(昭和三十一年七月鳥取)

発行日 火 金
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価〕一部月極 二五〇円(配達料共)
一所